

布ヶ池の処分及び跡地の利活用について

1. 事案の経緯

- ・布ヶ池について近年、大字稲財産区財産管理委員会等と活用に向けた協議を実施
- ・令和5年度から市が事業者サウンディングを実施。民間売却案等を検討したが、建築制限や周辺住環境への配慮など多岐にわたる課題を確認した。
- ・令和6年度に早期処分を進めるため、財産区が布ヶ池の「用地測量」「地質調査」「不動産鑑定」を実施
- ・令和7年度からは、施政方針に基づく「緑あふれる 突き抜けるブランド力あるまちへ」の実現、および「都市機能誘導区域」における質の高い公共空間の確保の視点での検討も実施
- ・令和7年12月、財産区より「公共事業用地としての利活用」を条件とした処分申請を正式に受理

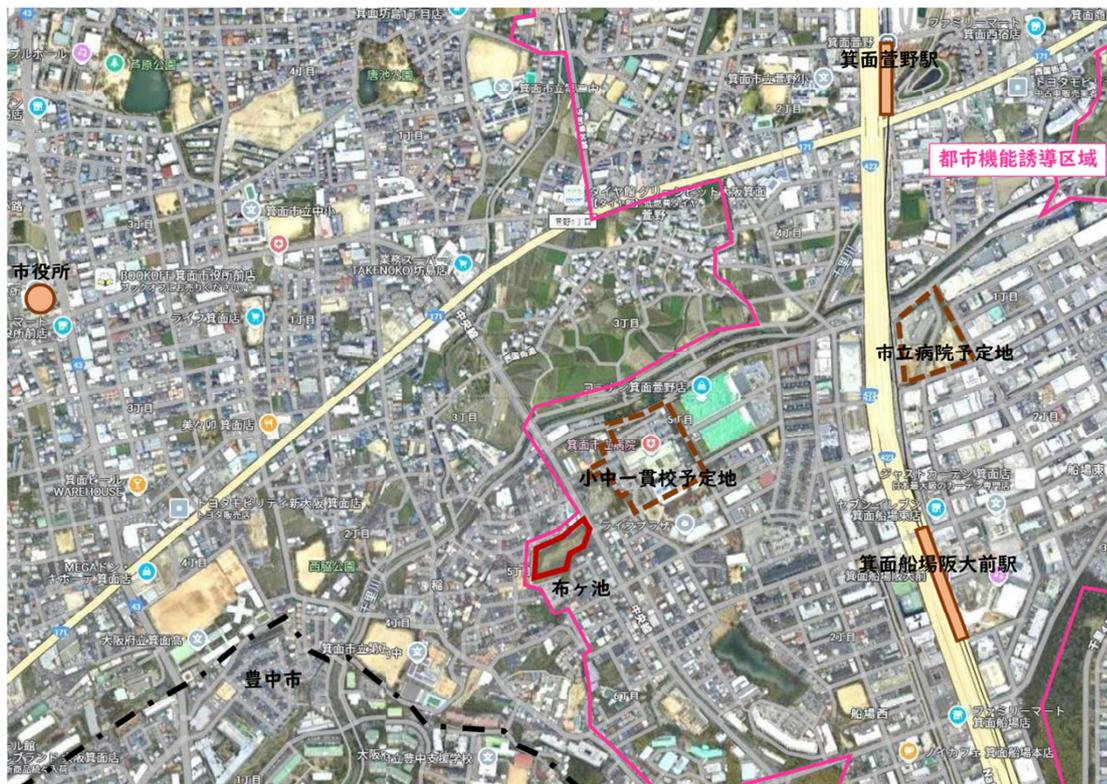
2. 当該土地を公共事業用地として取得する必要性

- ・市で買収し施設整備することで、単なる施設整備にとどまらず、多角的な価値を創出することができる。
- ・都市ブランドの向上:市を象徴する「みどりあふれる広場」を創出することで、定住意欲を高め、地域のブランド力を底上げする。
- ・財政負担の最適化:国庫補助金「都市構造再編集中支援事業(最大1/2補助)」の導入が可能。市費を抑制し、持続可能な緑地運営を目指す。

3. スケジュール

- ・令和8年度:用地先行取得、基本計画策定(事業手法の検討を含む)
- ・令和9年度以降順次:設計・工事

4. 位置図



5. 現況図・事業区域(案)

